

自動車検査証記録事項

111240136433

1. 基本情報																		
自動車登録番号又は車両番号																		
車台番号		KRC017-0111																
登録年月日/交付年月日			令和 6年 3月 29日		初度登録年月		平成 29年 3月		有効期間の満了する日		令和 7年 3月 28日							
2. 所有者・使用者情報																		
所有者の氏名又は名称																		
所有者の住所																		
使用者の氏名又は名称																		
使用者の住所																		
使用の本拠の位置																		
3. 車両詳細情報																		
車名		カトウ [051]																
型式		YDS-KRC017					原動機の型式 OM936LA											
自動車の種別		大型特殊			用途		-			自家用・事業用の別		自家用						
車体の形状		ホイール・クレーン [072]					乗車定員		1人		最大積載量		- kg					
車両重量		25440 kg		車両総重量		25495 kg		長さ	1147 cm		幅	262 cm		高さ	342 cm			
前前軸重		12610 kg		前後軸重		- kg		後前軸重		- kg		後後軸重		12830 kg		総排気量又は定格出力		7.69 kW
燃料の種類		軽油					型式指定番号			類別区分番号								
4. 備考																		
<p>[札幌], 移転登録, 管轄変更入 自動車重量税 非課税 [旧走行距離計表示値] 3, 800 km (令和3年3月25日) [受検種別] 持込検査車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 認証整備工場 [整備工場コード] 61-07376 *保安基準緩和* [認定年月日] 平成28年7月28日 [関東運輸局]] 706 [緩和事項] [002] 幅, [004] 車両総重量, [005] 軸重, [006] 輪荷重, [009] 接地圧, [056] 隣接軸重, [098] 一括緩和 [制限事項] [002] 自動車の後面及び運転者席には、幅を表示すること。、 [004] 自動車の後面及び運転者席には、車両総重量を表示すること。、 [005] 自動車の後面及び運転者席には、軸重を表示すること。、 [006] 自動車の後面及び運転者席には、輪荷重を表示すること。、 [008] 自動車の後面及び運転者席には、接地圧を表示すること。、 [091] 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。、 [092] 運行にあたっては、道路交通法及び道路法を遵守すること。、 [095] 自動車の後面及び運転者席には、隣接軸重を表示すること。 以下余白</p> <p>KR25H-F</p>																		

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID T9464JG9308050



第78180号

移動式クレーン検査証

製造検査又は使用検査申請者名及び住所
 (株)加藤製作所
 茨城県猿島郡五霞町元栗橋5206

設置地

事業の名称

種類及び型式
 ジブが伸縮するホイールクレーン (KR-25H-F)

つり上げ荷重 25.0 t

製造検査又は使用検査の刻印番号 茨78180

有効期間	検査者印	有効期間	検査者印
平成29年 2月28日から 平成31年 2月27日まで		5年 4月20日から 7年 4月19日まで	
平成31年 2月28日から 平成31年 4月19日まで		年 月 日から 年 月 日まで	
31年 4月20日から 33年 4月19日まで		年 月 日から 年 月 日まで	
令和3年 4月20日から 令和5年 4月19日まで		年 月 日から 年 月 日まで	

平成29年 2月28日

茨城労働局長



KR25H-F-02A0111

日付	記 事 欄	検査者印
平成 29年 2月 28日	製造検査施行・クレーン等安全規則第59条の規定に基づき検査証を交付する。	
29年 4月 20日	職報報告書受理す。郡山労働基準監督署 保管認定特定機械等適用	
平成 30年 10月30日	クレーン等安全規則第59条第5項の規定により 検査証を交付する。書き替える。再交付する。	
31年 3月25日	性能検査実施 シマプンクレーン検査機関西事務所 異常を認めない	
令和 3年 4月 1日	性能検査実施(一社)日本クレーン協会千葉検査事務所 異常を認めない 合格	
令和 3年 6月14日	クレーン 則 59 条により検査証 書替再交付する。大阪・羽曳野署	
3年 6月14日	変更届受理第4号 変更部分:補助ジブの廃止	
4年 3月11日	変更届受理第11号 変更部分:補巻玉用吊具の追加	
4年 3月14日	変更届受理第11号検査省略する 変更部分(補巻玉用吊具の追加 NO.040311-11)	
4年 3月14日	令和4年3月11日変更届第11号に係る変更工事完了報告 を受理。変更部分は上記のとおり。刻印は「040311-11」を	
年 月 日	ダブルサルカシ及びセルログキックアップに打刻。(ハイ かつリフトH.C.には場所がAC打刻せず)	
5年 3月31日	性能検査実施 シマプンクレーン検査機関西事務所 異常を認めない	
令和 6年 4月 2日	検査証書替申請受理 書替する 札幌東労働基準監督署	
年 月 日		
年 月 日		